

にしなか 田園まちづくりニュース



西中地区まちづくり計画の案・特別指定区域の 指定の案の縦覧が終了しました

西中まちづくり協議会では、平成 21 年 9 月 16 日～平成 21 年 9 月 30 日の間、西中公会堂及び市役所都市計画課にて、地区まちづくり計画と特別指定区域の指定の案について、縦覧を行いました。

意見書の対応について、まちづくり協議会役員 会にて検討しました

提出されました土地利用計画に関する意見書については、10月19日（月）のまちづくり協議会役員会にて対応を協議し、意見提出者への説明を行うことになりました。

また、函面の訂正についての意見も頂きましたので、再度点検し、土地利用現況図の訂正を行いました。

地区まちづくり計画と特別指定区域の案を議決 するため、まちづくり協議会総会を開催します

下記のとおり、西中地区まちづくり協議会の総会を開催します。この総会にて、地区まちづくり計画の案と、特別指定区域の指定の案を議決します。重要な総会になりますので、みなさん、是非ご出席下さい。やむを得ず出席できない方は委任状の提出をお願いします。

案内状と議案書は、追ってお届けします。

日時：平成 21 年 11 月 28 日（土）午後 7 時から

場所：西中公会堂

議案： 西中地区まちづくり計画（案）について
特別指定区域（案）について

ここで、再確認！

【田園まちづくり計画がなぜ必要なの？】

西中地区は一部を除き大部分が、市の都市計画で「市街化調整区域」に指定されています。
「市街化調整区域」では、無秩序な市街化を防止するため、開発や建築が制限されています。



しかし、最近は...

人口の減少、空き地や空家の増加、高齢化の進行、店舗や工場等の廃業、既存宅地制度の廃止により新規居住者の転入が困難などにより、集落の活力が低下したり、将来の集落維持にも不安が生じています。



そこで、「田園まちづくり制度」により、

- ・町内会でまちづくり協議会を組織して、
- ・田園まちづくり計画を作成します。

そして、市の手続きを経て都市計画法に基づく、「特別指定区域」が指定されると...



地域の活性化に必要な建築が許可されます
(市街化調整区域のまま一部の制限が緩和されます)
今回の特別指定区域(案)では、

- ・地縁者の住宅の区域
- ・新規居住者用の住宅の区域

を定めて、新たな居住者を受け入れようとしています。

市街化調整区域とは市街化を抑制する区域として、都市計画法により定められています。

農家用住宅や農業用施設、日常生活に必要な店舗などを除き、原則として開発や建築が制限され、自然環境や農業環境を守る区域です。

空き地や空家を有効活用できなかなあ

自然や農地を守りたいね

集落の主な道路はもう少し広くできないかなあ



地縁者とは、志方小学校区及び隣接大字(永室)に通算10年以上居住したことのある人をいいます。

自然環境や農地、集落からなる田園地域で、“地域の魅力を活かした暮らしやすいまち”をつくるのが、「田園まちづくり」です。

それを実現するための手法の一つが、「特別指定区域」です。

特別指定区域の指定とともに、「まちづくりに関する方針」や「まちづくり構想」に基づく魅力的なまちづくりに取り組みましょう。

お問い合わせ

まちづくり協議会に関することは...
まちづくり協議会会長()まで
(電話:)

田園まちづくり制度に関することは...
加古川市役所都市計画課()まで
(電話:)